

八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市社会福祉審議会条例（以下「条例」という。）に規定する児童福祉専門分科会（以下「分科会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 分科会は、次に掲げる者のうちから組織する。

- 一 子どもの保護者
- 二 関係行政機関の職員
- 三 町会、自治会を代表する者
- 四 市内で活動する市民団体を代表する者
- 五 事業主を代表する者
- 六 労働者を代表する者
- 七 児童福祉又は学校教育に関係する事業に従事する者
- 八 学識経験のある者
- 九 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 分科会に会長及び副会長各一人を置く。

- 2 分科会の会長（以下「会長」という。）は、委員の互選により定める。
- 3 分科会の副会長（以下「副会長」という。）は、会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、条例第六条第五項の規定によりその職務を代理する。

(部会長及び副部会長)

第4条 条例第七条第二項の規定により部会を置いたときは、部会に部会長及び副部会長各一人を置く。

- 2 部会長は、部会委員の互選により定める。
- 3 副部会長は、部会長が指名する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、条例第七条第五項の規定によりその職務を代理する。

(部会の庶務)

第5条 部会の庶務は、部会の目的に応じて、子ども家庭部に置かれた課において処理する。

(傍聴の定員)

第6条 庶務を処理する課（以下「庶務担当課」という。）は、傍聴の定員を五人以上に設定するよう努めることとし、会議を行う場所等、開催事情に応じて定める。

- 2 定員は、会議の一週間前までに、ホームページに掲載することによって公開しなければならない。

(傍聴券の交付)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、受付において会議傍聴整理簿（第一号様式）に所要事項を記入し、傍聴券（第二号様式）の交付を受けなければならない。

2 庶務担当課は、一人につき傍聴券一枚を定員の範囲内において先着順に交付する。

(傍聴の期日)

第8条 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

(傍聴券の提示)

第9条 傍聴人は、庶務担当課の係員が求めたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第10条 傍聴人は、傍聴を終えて退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席以外の議場への入場禁止)

第11条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の議場へ入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- 二 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- 三 はち巻、腕章、たすき、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- 四 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器を携帯している者
- 五 カメラ、ビデオ、録音機の類を携帯している者。ただし、第十四条ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
- 六 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、映写機の類を携帯している者
- 七 異様な服装をしている者
- 八 酒気を帯びていると認められる者
- 九 その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- 一 議場での発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明したり、示威的行為を行わないこと。
- 二 飲食又は喫煙をしないこと。
- 三 みだりに席を離れないこと。
- 四 その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第14条 傍聴人は、議場において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(違反に対する措置)

第15条 会長は、傍聴人がこの要綱に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第16条 傍聴人は、会長が傍聴禁止を宣言したとき、又は前条により退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第17条 傍聴人は、この要綱に定めるもののほか、会長から議場の秩序又は安全を確保するための要請があった場合は、協力しなければならない。

(部会における傍聴)

第18条 第六条から前条までの規定は、部会の傍聴について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附則

この要綱は、平成二十七年四月一日から施行する。